

大阪高裁総第 548 号

令和 5 年 7 月 4 日

山 中 理 司 様

大阪高等裁判所長官 平 木 正 洋

司法行政文書不開示通知書

5 月 31 日付け（6 月 5 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 平木正洋大阪高裁長官の就任記者会見（令和 5 年 5 月 26 日開催分）の関係文書のうち、想定問答
- (2) 平木正洋大阪高裁長官の就任記者会見（令和 5 年 5 月 26 日開催分）の関係文書のうち、記者会見終了後に作成された文書

2 開示しないこととした理由

- (1) 1 の(1)の文書は、廃棄済みである。
- (2) 1 の(2)の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 06（6316）2519